

- 社会教育施設は、教育施設であることから、将来、社会教育施設で活躍を目指す学生等が各現場において様々な実践経験を積むことができるように、博物館実習*42や社会教育実習*43などを積極的に受け入れ、必要な教育支援を行っていくべきである。

2. 学びを支援する社会教育施設に求めること

上記の学びを支援する社会教育施設に求める要素を踏まえ、横須賀の社会教育で大切にすべきことを以下のとおり整理した。

- ① 社会教育施設は、市民主体の学習の場であり、市民との協働の場である。社会教育施設の職員は、市民の様々な学習や学習活動をサポートする役割を担うものである。
- ② 社会教育施設は、誰もが、安心して利用、活動できる施設である。子ども、高齢者、障害のある方など、すべての市民が利用しやすい場を提供するものである。
- ③ 社会教育施設の職員は、学習している市民を次の学習機会や学習の場につなげていくことができるように、学習プログラムの立案、学習情報提供、学習相談など、必要な教育的支援を行うものである。また、新たに学びたいと思っている市民への必要な学習支援も重要な役割である。
- ④ 社会教育施設において、これまで行ってきた日常業務や職員のあり方など、すべての面にわたって、絶えず振り返る意識をもち、改善に向けて取り組むべきである。
- ⑤ 学芸員、司書、社会教育主事など、社会教育における専門的職員の「見える化」を進めるとともに、SNS等の新たなメディアも活用しながら、社会教育施設が、相互に連携した情報発信の充実に努めるべきである。
- ⑥ 社会教育施設は、地域の資料を収集し、研究を重ね、将来に引き継ぐために保存するとともに、市民の学習活動に活用するものである。
- ⑦ 社会教育施設における指定管理者制度のあり方は、社会教育の安定的な継続性を担保できることが前提であり、それは不可欠である。

5章 社会教育委員が果たす役割

2章から4章で整理したことを横須賀の社会教育現場において具現化していくために社会教育委員が果たす役割について整理するとともにその役割を果たしていくための今後の活動の方向性を以下のとおり検討した。

1. 社会教育委員が果たす役割

(ア) 社会教育委員として主体的に何ができるか

- 社会教育委員の役割は、定例会をやって終わりということではいけない。会議に出席して与えられた課題に対して意見を言うだけでなく、個々の活動の中から社会教育に関係あることを吸い上げて意見を述べていくことが重要である。
- 社会教育施設で開催するイベントや催し物について、社会教育委員が SNS など記事を作って、市民に積極的に発信していく行動や実践も役割の一つである。
- 社会教育委員会会議の場だけでなく、社会教育委員が社会教育主事と一緒に地域課題を把握し、掘り下げていく努力が重要である。今後、そうした場を作っていくことが必要である。

(イ) 市民と行政をつなぐ役割としてできること

- 社会教育委員一人一人が普段の実践や活動の中から意見を出していくことが大切である。社会教育委員は、社会教育施設などの社会教育行政が考えている方向性について、意見を出し合って、より良いものにしていくことが重要である。
- 社会教育委員は、市民と各社会教育施設とをつなぎ合わせていくようなパイプ役であるべきである。社会教育委員は社会教育に関わる市民として、社会教育について意見を述べていく立場にある。社会教育施設には、運営形態、地域との関わりや職員の専門性、史料の収集保存の問題等、様々な課題があるが、市民の立場から、意見を教育委員会に上げていくことが大切である。
- 社会教育委員会会議での議論と現場の社会教育施設で抱える課題が共有され、両輪で動いていくことが重要である。社会教育委員が、各施設の状況を踏まえずに、意見を出していくだけでは押し付けになってしまう。現場の施設の課題をふまえ、風通しの良い意思疎通の図れる関係性をいかにつくっていくことができるかが重要である。

- 各社会教育施設の現場で課題になっていることを、社会教育委員が取り上げて、課題解決に向けた意見を教育委員会に提言していくことが重要である。各施設の現場が、これ以上疲弊していかないように、影となっている部分を表に出して、それを解決する方策について、市や教育委員会で検討していってもらえるように、社会教育委員から声を上げていく必要がある。

2. 社会教育委員の活動の方向性など

上記で整理した社会教育委員の役割を果たすための今後の活動の方向性などを以下のとおり整理した。

(1) 社会教育委員の「見える化」

社会教育委員が、自分たちの存在が市民から見えるように活動を行うこと、社会教育委員自身がその役割を十分に理解することが必要である。そのためにも、教育委員会と意見交換を行う機会をもつことが重要である。

(2) 社会教育委員の「心得」

自ら行動する社会教育委員を目指して、社会教育委員は、次の8つのことに留意する。

- ① 地域の実情に詳しくなる
- ② 地域の施設や社会教育事業を見て、住民の声に耳を傾ける
- ③ 地域づくり・まちづくりの活動、NPOやボランティア団体の活動に参加する
- ④ 研修会に参加して、ネットワークを広げる
- ⑤ 社会教育委員同士で情報を交換する
- ⑥ 他の委員と協力して、地域の課題と向き合う
- ⑦ 行政の担当者と情報交換・意見交換を図る
- ⑧ 無理をせず、できることから行動に移す

(3) 社会教育委員の「職務」

○社会教育に関する計画を立案する

○そのために必要な調査研究を行う

〔具体的活動例〕

- ① 社会教育施設の視察、職員への聞き取り
- ② 住民や利用者への実態調査・意識調査
- ③ 社会教育施設等で行っている利用者へのアンケート結果の検討・分析

全体の総括

以上の検討結果をもとに、横須賀市社会教育委員会議は、「横須賀の社会教育・社会教育施設のあり方について」、以下の7点を重視すべき柱として取りまとめ、教育委員会に提言を行う。

重視すべき7つの柱

1. 横須賀の社会教育は、社会におけるすべての人に多様な学習の機会と場を保障する。
2. 横須賀の社会教育は、市民が主体的かつ継続的に学習活動を行うことができるように、様々な学びの場や環境の充実に取り組む。
3. 横須賀の社会教育は、学習した市民が次の学習機会や学習の場へとつながることができる、さらに学んだことを生かして様々な活動に展開していくことができるように、学習情報の提供や学習相談等、教育的支援の充実に図る。
4. 横須賀の社会教育は、学びを通じて市民が活躍できる地域づくりを目指す。
5. 横須賀の社会教育施設は、市民の財産である地域資料を調査研究の上、保存し、将来に継承していく責務を果たす。また、その調査研究の成果を市民への学習支援に還元する。
6. 横須賀の社会教育施設やその専門的職員及び社会教育委員は、その業務や活動について、「見える化」を図るとともに、各社会教育施設が相互に連携し、市民への柔軟かつ積極的な情報発信に取り組む。
7. 横須賀の社会教育委員は、各自がその役割を認識し、市民と社会教育行政との橋渡しの役割を担う。

◎横須賀の社会教育及び社会教育施設は、この「重視すべき7つの柱」を基本として、様々な学習者、各社会教育施設の利用者、さらには市民全体に向けて、社会教育及び生涯学習の裾野を広げ、「知の循環型社会」*44へとつながるように、その推進に努めていくことを求めるものである。

おわりに

平成 28 年度から平成 29 年度にかけて、社会教育が抱える全国的な課題、横須賀市の社会教育や社会教育施設が抱える課題などを基に、今後の「横須賀の社会教育・社会教育施設のあり方」について、合計 8 回の会議を開催し審議を重ねてきた。

この提言では、日本の社会教育において、今後も大切に考えていくべき理念と多様化する現代社会の中で、様々な市民ニーズに柔軟に対応していくために重視していくことを織り交ぜ、今後の横須賀の社会教育が進むべき方向性を記した。この提言に示した今後の方向性は、『教育振興基本計画*45 第 3 期実施計画（平成 30 年度～同 33 年度）社会教育編』のなかに反映されており、社会教育行政や社会教育施設には当計画に基づいた具体的な検討・実施を求めたい。

なお、社会教育施設においては、教育を目的とする役割だけでなく、県外や市外に向けての観光面での役割や地域コミュニティの役割など、様々な市民ニーズの中で新たな役割も期待されている。特に、観光面での新たな期待に対しては、様々な関係機関と連携を図り、その振興を図っていくことが必要である。本提言は、社会教育施設へのそうした新たな役割を否定するものではなく、横須賀の社会教育に関わる市民、行政、施設が、今後も社会教育に関わっていく上での「核」となるべき考え方の拠り所を示したものである。

社会教育の特徴は、市民相互の学び合いであり、社会教育施設は、市民が学び、それを生かして活躍することができる「市民が主役」の施設である。加えて、地域全体で子どもたちを育ていく上で、学校と協働した社会教育への役割は大きい。横須賀市を取り巻く様々な情勢から、観光面で集客性を高める工夫は必要ではあるが、一方で社会教育の本来の役割である市民や地域の子どもたち一人一人にとって新たな発見や様々な気づきがあり、成長することができ、自己形成につながる「人づくり」の施設であり続けることを社会教育施設は忘れてはいけない。また、社会教育施設は、学びを通じた「仲間づくり」の場であり、市民の連帯の場でもある。

こうした社会教育の原点を社会教育に関わる施設は、今後も大切にしていきながら、各施設が相互に連携を図り、市民に多様な「学びを届ける」という新たな視点で、様々な工夫や試みに取り組んでいくことを期待するものである。

本提言を基に、本市の社会教育や生涯学習が、より市民に身近で、市民に親しまれるものにつながっていくことを切に願う。

用語解説

用語は、次のとおり分類のうえ、表記した。

- … 全国共通の用語
- ▲ … 全国共通の用語であるが、横須賀独自の解釈も加えている用語
- … 横須賀独自の用語

番号	用 語	解 説
* 1	● 社会教育	学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。（ここでは、地方公共団体の任務としての社会教育をいう） （社会教育法第1条、第2条に基づく）
* 2	▲ 社会教育施設	社会教育の活動によって、人々の学習活動を支援する施設。本提言では、生涯学習センター・図書館・博物館・美術館の他、社会教育事業を行う市民部のコミュニティセンターも社会教育施設として捉えるものとする。
* 3	● 指定管理者制度	地方公共団体やその外郭団体 に限定していた公の施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした営利企業・財団法人・NPO 法人・市民グループなど法人その他の団体に包括的に代行させることができる（指定とは行政処分であり委託契約ではない）制度。
* 4	■ 地域自治活動センター	市民に自治活動の場を提供するために設置された施設。
* 5	■ コミュニティセンター	地域コミュニティ活動の中核となり、地域活動、文化活動やスポーツ活動などに市民が自主的に活用する場。本市においては、主に旧地域自治活動センターと旧公民館からなり、主に旧公民館で学習の場および各種講座や教室などの社会教育事業を定期的に開催している。市内22か所に設置。 （コミュニティセンター条例に基づく）
* 6	● 社会教育主事	都道府県および市町村の教育委員会の事務局に置かれる専門的教育職員。社会教育主事は、社会教育を

		行う者に専門的技術的な助言と指導を与える。また、学校が社会教育関係団体、地域住民その他の関係者の協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じ、必要な助言を行うことができる。 （社会教育法第9条の2、同法第9条の3、教育公務員特例法第2条に基づく）
* 7	▲ 社会教育委員	都道府県及び市町村に設置される非常勤の特別職公務員。社会教育委員は、合議制ではなく、独任制の機関であり、その職務は、社会教育に関し、教育委員会に助言するために、社会教育に関する諸計画を立案したり、会議を開いて教育委員会の諮問に応じて意見を述べたりするほか、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることなどがある。また、教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。本市の社会教育委員の定数は15名。市民、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者で構成される。 （社会教育法第15条、同法第17条、同法第18条、社会教育委員条例などに基づく）
* 8	▲ 社会教育委員会議	社会教育に関して教育長を経て教育委員会に助言するために設置した教育委員会の附属機関。 （社会教育委員会議規則に基づく）
* 9	● 貸館	市民が施設の室場等を利用するために提供すること
* 10	■ 市民活動サポートセンター	市民の自主的で営利を目的としない社会に貢献する活動を支援するために設置された施設。 （市民活動サポートセンター条例第1条に基づく）
* 11	■ 施設配置適正化計画	市の様々な公共施設の約6割が、建築後30年を経過し、今後建て替えや改修などに多額の費用が必要となることから、人口減少や施設に求められる役割の変化、市の財政問題などを踏まえ、公共施設の適正な配置を実現するため行った将来構想の計画。ただし、現在はこれに変わるプランの策定を検討するため、その実施は凍結されている。
* 12	● 学芸員	博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他

		これと関連する事業を行う「博物館法」に定められた、博物館におかれる専門的職員。
* 13	● 司書	公共図書館等において、図書館資料の選択、発注及び受け入れから、分類、目録作成、貸出業務、読書案内などを行う専門的職員。
* 14	● レファレンス	問い合わせに対して必要な資料や情報を的確に案内すること。
* 15	▲ 市民協働	市民、市民公益活動団体、事業者及び市がその自主的な行動のもとに、お互いに良きパートナーとして連携し、それぞれが自己の知恵及び責任においてまちづくりに取り組むことをいう。 (市民協働推進条例第2条に基づく)
* 16	▲ サテライト	「本体から離れて存在するもの」を表す言葉として使われる。ここでは図書館から離れた拠点施設(サテライト館)の意味で使用している。
* 17	● 教育普及	博物館は、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管(育成を含む。以下同じ)し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行う。具体的には、講演会等のほか、様々な実技の会が行われる。実験の体験、工作、実物の観察会、見学会など。
* 18	● 燻蒸	博物館等において、害虫による収蔵品の虫損(虫食い等)を防止するための作業。定期的に行うことで収蔵品への影響を防止する。
* 19	● 地域博物館	地域住民に博物館資料を通して学習の場を保障する博物館。
* 20	● 学習支援者	講師(知識・技術を教える人)、ファシリテーター(学びを促進する人)、企画立案者等の役割を果たす人のことをさす。「教える」－「教えられる」(「指導者」－「学習者」という関係ではとらえきれない、様々なスタイルで学習を支援する人たちのことをいう。
* 21	● 要求課題	学習する側が積極的に学んでみたいと思うニーズ。
* 22	● 必要課題	学習する側が、自発的に学びたいとは思っていないくても、地域や社会の問題で避けることができず、学